

令和6年7月25日
経済産業省 電力・ガス取引監視等委員会

ガス事業法に基づく業務改善命令に関する意見聴取について 経済産業大臣に意見回答を行いました

本年6月24日に、電力・ガス取引監視等委員会（以下「当委員会」といいます。）から経済産業大臣に対して、ガス事業法に基づく業務改善命令を行うよう勧告した事案について、本年7月23日に、経済産業大臣から当委員会に対して、当該命令の実施に関する意見の求めがありました。これを踏まえ、当委員会から経済産業大臣に対し、当該命令について実施することに異存はない旨を回答しました。

1. 概要

本年6月24日に、東邦瓦斯株式会社（以下「東邦ガス」といいます。）及び中部電力ミライズ株式会社（以下「中電ミライズ」といいます。）に関し、当委員会から経済産業大臣に対して、ガス事業法（昭和29年法律第51号）に基づく業務改善命令を行うよう勧告（以下「本件勧告」といいます。）しました。

その後、本年7月23日に、経済産業大臣から当委員会に対して、東邦ガス及び中電ミライズに対する業務改善命令（以下「本件命令」といいます。）の実施について、意見の求めがありました。

これを踏まえ、当委員会で審議した結果、本件命令は本件勧告の内容に沿うものであることなどから、当委員会から経済産業大臣に対し、本件命令について実施することに異存はない旨を回答しました。

2. 添付資料

[ガス事業法第20条第1項の規定に基づく業務改善命令について（回答）](#)

3. 関連資料

[東邦瓦斯株式会社及び中部電力ミライズ株式会社について経済産業大臣に対する勧告を行いました](#)

（本発表資料のお問い合わせ先）
電力・ガス取引監視等委員会事務局
取引監視課長 下津
担当者：小松、山下
電話：03-3501-1552（直通）